

交通政策基本法が成立！

2013年11月27日

本日、2002年に民主党・社民党が「交通基本法案」として議員立法で国会に提出して以来、長年の懸案であった「交通政策基本法」が参議院本会議で可決・成立した。

この法律は、地域の公共交通・生活交通の確保、高齢者・障がい者などの円滑な移動、地域の活力の向上、大規模災害時への対応、環境負荷の低減、交通安全の確保などをはかることを基本的な目的とし、交通政策についての基本理念を定め、国をはじめとする関係者の責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体が講ずる交通政策の基本となる事項、政府による交通政策基本計画の策定などを定めるものである。

また、国土交通委員会における採決にあたっての附帯決議においては、交通従事者の確保、労働環境の改善への配慮などが明示的に規定された。

参議院議員として国会に在籍中、辻泰弘は、民主党の私鉄交通政策議員懇談会の副会長・事務局長を務め、私鉄総連をはじめとする交運労協に結集する労働団体を中心に、関係者と連携・協力してこの法律の成立に努力してきたところであり、本日の成立を長年にわたる活動の大きな成果として心から祝い、関係者とともに喜びを分かち合いたい。同時に、来年閣議決定が予定されている交通政策基本計画の策定、それを踏まえた総合的な交通・運輸政策の推進、地域におけるその具体化などに向けて、今後とも関係者とともに力を尽くす決意である。

第23回参議院選挙における重点政策

2013年7月

地域を守り、活性化するための改革を！

「公共交通を守り、地域の活性化をはかるための交通基本法の制定を推進します。」

交通基本法の早期制定に向け新たなスタート

民主党私鉄交通政策議員懇談会総会 2011年10月25日

辻泰弘事務局長の挨拶

「民主党私鉄交通政策議員懇談会は、公共交通の整備拡充、交通基本法の制定と交通政策の前進に取り組んできた。

今後、新体制のもとでも、交通政策要求のさらなる実現に向けて取り組んでいかなければならない。」

*厚生労働副大臣就任に伴い、辻泰弘は同日、事務局長の任を離れた。

以下の提言は、民主党私鉄交通政策議員懇談会事務局長として、辻泰弘が起案したものである。

2010 マニフェストの総合交通政策についての提言

2010年4月19日

<マニフェストの主要事項>

交通基本法の制定などにより、人と環境にやさしい総合交通体系を確立し、安全で自由・活発な人の移動と地域経済の活性化を実現します。

総合交通政策

【政策理念】

急速な高齢化、地域の過疎化、地球規模の温暖化などが進行する現状の下で、安全で利便性の高い公共交通ネットワークの維持・発展と幹線交通網の一層の活用・拡充をはかることにより、安全で自由・活発な人の移動と効率的でスムーズな物の流通を実現し、国民生活、地域経済の活性化をはかる。

【具体策】

- 交通弱者や地域住民などの移動の確保、交通渋滞の解消、環境保全への対応などをはかるため、国民の交通権（移動の権利）の保障を明確化した交通基本法を制定し、公共交通に対する支援措置の大幅な拡充・強化、関係法令の整備などを進めるとともに、離島や過疎地を含む地域が一体となって推進する公共交通システムの維持・活性化に向けた取り組みを積極的に支援する。
- 環境にやさしく、「人間のための経済社会」の基盤となる幹線交通網の整備を推進する。
(注)「人間のための経済社会」は政府の「新成長戦略」の用語。
- 誰もが利用できる交通環境をつくるため、バリアフリー化のための施策を拡充・強化する。
- 環境負荷の軽減、省エネルギーの推進、交通渋滞の緩和などに資する公共輸送機関の積極的な活用を推進する。